監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

 岩手県監査委員
 中
 平
 均

 岩手県監査委員
 平
 沼
 健

 岩手県監査委員
 茶
 池
 武
 利

 岩手県監査委員
 谷
 地
 信
 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課の設置)	
第2条 事務局に次の課を置く。	
<u>総務課</u>	
<u>監査課</u>	
( <u>課の</u> 分掌事務)	(分掌事務)
第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。
	総務担当
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]
(7) 個人情報の開示、訂正及び <u>削除</u> に関すること。	(7) 個人情報の開示、訂正及び <u>利用停止</u> に関すること。
(8) 監査事務の総合的企画及び調整に関すること。	
(9) [略]	(8) [略]
(10) [略]	(9) [略]
(11) [略]	(10) [略]
(12) [略]	(11) [略]
(13) [略]	(12) [略]
	(13) 監査結果の公表に関すること。
(14) 監査に関する調査、研究及び関係資料の収集整理に関する	
<u>こと。</u>	
<u>(15)</u> [略]	(14) [略]
(16) その他監査課の所管に属しないこと。	
2 監査課の分掌事務は、次のとおりとする。	<u>企画調整担当</u>
	(1) 監査事務の総合的企画及び調整に関すること。
<u>(1)</u> [略]	(2) [略]
(2) [略]	<u>(3)</u> [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
	(7) 監査に関する調査、研究及び関係資料の収集整理に
	<u>関すること。</u>
(職及び職務)	(職及び職務)

<u>第4条</u> 次表左欄<u>の区分に応じ、同表中</u>欄に掲げる職を置くものと <u>第3条</u> 次表左欄に掲げる職を置くものとし、書記をもって し、書記をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとす 充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。 る。

区分	職	職務
事務局	事務局長	[略]
課	課長	上司の命を受け、部下の職員を指
		揮監督し、 <u>課</u> の事務を掌理する。
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指
		揮監督し、課の特定事務を処理す
		るとともに、その事務を総括整理
		する。
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指
		揮監督し、課の特定事務を処理す
		る。

2 前項に規定する職のほか、次表左欄の区分に応じ、同表中欄に 2 前項に規定する職のほか、次表左欄に掲げる職を必要に 掲げる職を必要に応じ置くものとし、局付、主任、主任主事及び 主事にあっては書記を、運転技士にあっては書記以外の者をもっ て充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
事務局	局付	上司の命を受け、事務局又は課の
		特定業務を処理する。
課	主任	[略]
	主任主事、主事	[略]
	運転技士	[略]

3 前2項に規定する職のほか、必要に応じ、課に次表左欄に掲げ 3 前2項に規定する職のほか、必要に応じ、事務局に次表 る職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表右欄に 掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、 <u>課</u> の重要事項についての企画及
	び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、 <u>課</u> の特定事項についての企画及
	び立案に参画する。

職	職務
事務局長	[略]
総括監査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監
	督し、 <u>事務局</u> の事務を掌理する。
企画調整担当監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監
<u> </u>	督し、第2条企画調整担当の分掌事務
	を掌理する。
主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監
	督し、 <u>事務局</u> の特定事務を処理すると
	ともに、その事務を総括整理する。
主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監
	督し、 <u>事務局</u> の特定事務を処理する。

応じ置くものとし、局付、主任、主任主事及び主事にあっ ては書記を、運転技士にあっては書記以外の者をもって充 て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
局付	上司の命を受け、事務局の特定業務
	を処理する。
主任	[略]
主任主事、主事	[略]
運転技士	[略]

左欄に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その 職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、 <u>事務局</u> の重要事項につい
	ての企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、 <u>事務局</u> の特定事項につい
	ての企画及び立案に参画する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。